

(目的)

第 1 条 この要綱は、生活排水による公共用水域の汚濁を防止するため、岩美町(以下「町」という。)が交付する合併処理浄化槽設置整備事業の補助金の補助対象、補助金額その他必要な事項を定める。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法(昭和 58 年法律第 43 号)第 2 条第 1 号に規定する浄化槽をいう。
- (2) 合併処理浄化槽 し尿と雑排水を併せて処理する浄化槽であって、生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)除去率 90%以上、放流水の BOD20mg/l(日間平均値)以下の機能を有するものをいう。
- (3) 専用住宅 主に居住を目的とした建築物で、店舗や民宿等を併設したものを含むものとする。

(補助金の交付)

第 3 条 町長は、町長の定める区域内(別表 1 及びに 2 示す区域)において、専用住宅及び事務所(事業所)、集会所等に処理対象人員 50 人槽以下の合併処理浄化槽を設置しようとする者に対して、補助金を交付する。ただし、別表 2 に示す区域においては、次の各号の一に該当する者に対して、補助金を交付するものとする。

- (1) 建物を新築する者
- (2) 20 歳未満及び 65 歳以上の者で構成される世帯の世帯員
- (3) 身体障害者手帳 1, 2 級の所持者又はその世帯員

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者に対しては、補助金を交付しない。

- (1) 浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届け出の審査又は建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項に基づく確認を受けずに、合併処理浄化槽を設置する者
- (2) 販売の目的で合併処理浄化槽付建物を建築する者
- (3) 合併処理浄化槽の設置替えを行う場合。ただし、火災その他の災害により被害を受けた場合等、相当の理由があると町長が認めたときを除く。
- (4) 町税等の滞納がある者。ただし、分割納付を誓約どおり履行しているなど、誠実性が認められる場合を除く。
- (5) その他町長が不相当と認めた者
- (補助金額)

第4条 補助金額は、次のとおりとする。

別表1及び別表2に示す区域において合併処理浄化槽を設置する場合の補助金額は、浄化槽の整備に直接必要な次のアからエの範囲内とし、別表1については別表3の第1欄に掲げる区分につき、それぞれ同表の第2欄及び第3欄並びに第4欄に掲げる額と、別表2については別表4の第1欄に掲げる区分につき、それぞれ同表の第2欄及び第3欄並びに第4欄に掲げる額とする。

ア 浄化槽本体費用及び本体の設置に必要な工事費

イ 浄化槽本体に係る積雪荷重対策及び凍結防止対策に必要な工事費

ウ 単独処理浄化槽又は汲み取り便所からの合併処理浄化槽への転換に係るアの工事に付帯して行う宅内配管工事費(浄化槽への流入管(便所、台所、洗面所、風呂等からの排水)、ますの設置及び住居の敷地に隣接する側溝までの放流管の設置に係る工事費。)

上限 単独からの転換……30万円
汲み取りからの転換……30万円

エ 単独処理浄化槽又は汲み取り便所の撤去に必要な工事費(浄化槽設置にあたり撤去が必要な場合であって同一敷地内に浄化槽が設置される場合に限る。)

上限 単独撤去費……12万円
汲み取り撤去費……9万円

(補助金交付申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ補助金交付申請書(様式第 1 号)に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し又は建築確認通知の写し
- (2) 設置場所の案内図
- (3) 合併処理浄化槽の配置配管図
- (4) 合併処理浄化槽の設置に要する費用の見積書
- (5) 現在のし尿処理方式を明らかにした書類
- (6) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定及び通知書類)

第 6 条 町長は、第 5 条の補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査して補助金の交付の可否を決定することとする。

- 2 町長は、前項の規定により、補助金を交付すると決定した者に対しては、補助金交付決定通知書(様式第 2 号)により、交付しないと決定した者に対しては補助金不交付通知書(様式第 3 号)によりそれぞれ通知する。

(変更承認申請等)

第 7 条 第 6 条第 2 項の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、同項の補助金交付決定通知を受けたのち、補助金申請内容を変更する場合又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、変更承認申請書(様式第 4 号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに町長に報告してその指示を受けなければならない。

(実績報告)

第 8 条 補助対象者は、補助金に係る事業完了後 1 か月以内又は、当該年度の 3 月末
日のいずれか早い日までの実績報告書(様式第 5 号)に次の書類を添付して町長に提出
しなければならない。

(1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との委託契約書の写し(補助対象者が自
ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証
明する書類)

(2) 浄化槽法定検査依頼書の写し

(3) 合併処理浄化槽設置工事工程写真

(4) 合併処理浄化槽設置工事請求書又は領収書の写し

(5) その他町長が必要と認める書類

(交付額の確定)

第 9 条 町長は、第 8 条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果
が補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に、適合すると認めるときは、補助金
の交付額を確定し、補助金交付額確定通知書(様式第 6 号)により速やかに補助対象者
に通知する。

(補助金の交付)

第 10 条 町長は、前条の規定による補助金交付額の確定後、補助金交付請求書(様式第
7 号)による補助対象者の請求に基づき、補助金を交付する。

(補助金交付の取消し)

第 11 条 町長は、補助対象者が次の各号の一に該当した場合は、補助金の交付の全部
又は一部を取り消すことができる。

(1) 不正の手段により補助金を受けたとき

(2) 補助金を他の用途に使用としたとき

(3) 補助金交付の条件に違反したとき

(補助金の返還)

第 12 条 町長は、補助金の交付を取り消した場合、当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

(現場確認)

第 13 条 町長は、補助事業を適正に執行するため、合併処理浄化槽の設置工事の状況を施工の現場において確認するものとする。

(設置者の責務)

第 14 条 この要綱に基づき町が交付する補助金を受けて合併処理浄化槽を設置した者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 浄化槽を設置した後、廃止するまで浄化槽法第 7 条、第 10 条第 1 項及び第 11 条に定めるところにより、保守点検・清掃、指定検査機関の行う検査を受けなければならない。
- (2) 補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して 5 年間は、検査に係る指定検査機関への申請書又は契約書及び検査結果報告書の写しを毎年度提出しなければならない。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に必要な事項については、岩美町補助金等交付規則(昭和 40 年岩美町規則第 15 条)の定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 5 年 11 月 18 日告示第 12 号)

この要綱は、平成 5 年 11 月 18 日から適用する。

附 則(平成 6 年 3 月 27 日告示第 5 号)

この要綱は、平成 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 10 年 4 月 1 日告示第 10 号)

この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 12 年 4 月 1 日告示第 24 号)

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 14 年 3 月 29 日訓令第 4 号)

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 15 年 3 月 28 日訓令第 1 号)

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年 4 月 1 日訓令第 11 号)

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 3 月 31 日訓令第 2 号)

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 7 月 1 日訓令第 7 号)

この要綱は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 31 日訓令第 1 号)

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1(第 3 条関係)

下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 4 条第 1 項の認可又は同法第 25 条の 3 第 1 項の認可を受けた事業計画に定められた予定処理区域及び農・漁業集落排水処理施設等の集合処理施設に係る処理区域(以下「下水道事業等計画区域」という。)以外の区域
--

別表 2(第 3 条関係)

下水道事業等計画区域内であっても、その整備が計画実施の初年度から起算して 7 年以上見込まれない区域

別表 3(第 4 条関係)

1 区分	限 度 額(円)			
	2 設置費 (新築含む)	3 単独・汲み取りに 係る宅内配管	4 撤去費	
			汲み取り	単独
5 人槽	567, 800円	300, 000円	90, 000円	120, 000円
6～7 人槽	727, 100円			
8～10 人槽	930, 400円			
11～50 人槽	876, 900円			

別表4(第 4 条関係)

1 区分	限 度 額(円)			
	2 設置費 (新築含む)	3 単独・汲み取りに 係る宅内配管	4 撤去費	
			汲み取り	単独
5 人槽	442, 800円	300, 000円	90, 000円	120, 000円
6～7 人槽	581, 100円			
8～10 人槽	745, 400円			
11～50 人槽	563, 900円			

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

岩美町長 様

申請者 住所

氏名

補助金交付申請書

年度において合併処理浄化槽を設置したいので岩美町合併処理浄化槽
設置整備事業補助金交付要綱第 5 条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申
請します。

記

1 設置場所の地名番地	岩美町大字
2 交付申請額	金 円
3 専用住宅所有者	1 本人 2 共有（ ）
4 着工予定年月日	年 月 日
5 事業完了予定年月日	年 月 日
6 放 流 先	1 河川 2 道路側溝 3 その他（ ）

添付書類

- (1) 審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し又は建築確認通知書の写し
- (2) 設置場所の位置図
- (3) 合併処理浄化槽の配置配管図
- (4) 合併処理浄化槽の設置に要する費用の見積書
- (5) 現在のし尿処理方式を明らかにした書類
- (6) その他町長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

様

岩美町長

補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった合併処理浄化槽設置整備事業補助金については、岩美町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第6条第1項の規定により交付することに決定したので、下記のとおり通知する。

記

- 1 交付金額 金 円
この補助金の対象となる事業の内容は、年 月 日付で申請のあった交付申請書記載のとおりとする。
- 2 交付条件等
 - (1) 補助対象者は、次の各号の一に該当する場合は、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。
 - ア 補助事業の内容を変更しようとするとき
 - イ 補助事業を中止し又は廃止しようとするとき
 - (2) 補助対象者は、補助事業が予定期間内に完了しない場合及び補助事業の遂行が困難となった場合においては、その理由、その他必要な事項を町長に報告し、その指示を受けなければならない。
- 3 状況報告
補助対象者は、補助事業の遂行の状況に関し、町長の要求があったときには、直ちに町長に報告しなければならない。
- 4 実績報告
事業に係る実績報告は、要綱第8条の規定により行わなければならない。
- 5 補助金の交付等
補助金は、岩美町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱及び岩美町補助金交付規則の規定により交付する。
- 6 法定検査結果の報告
補助対象者は、浄化槽設置後、浄化槽法第7条及び第11条に定めるところにより指定検査機関の行う検査を受け、その検査結果を毎年1回町長に報告しなければならない。
- 7 その他
補助事業に関する帳簿及び証拠書類は、補助事業年度の翌年度から5か年間保存するものとする。

様式第3号（第6条関係）

第 号

様

補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった合併処理浄化槽設置整備事業補助金については、下記の理由により不交付とする。

年 月 日

岩美町長

記

（理由 ）

様式第4号 (7条関係)

年 月 日

岩美町長 様

申請者 住 所
氏 名

変 更 承 認 申 請 書

年 月 日付第 号で補助金の交付決定通知のあった合併処理浄化槽設置整備事業補助金について、申請内容を下記のとおり変更したいので承認願います。

記

- 1 補助金申請内容の変更
- 2 補助事業の中止
- 3 補助事業の廃止

(理由)

様式第5号 (8条関係)

年 月 日

岩美町長 様

住 所

氏 名

実 績 報 告 書

年 月 日付第 号で交付決定通知のあった合併処理浄化槽
設置整備事業が完了したので、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 事業着手年月日 年 月 日
- 3 事業完了年月日 年 月 日

添付書類

- (1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との委託契約書の写し（補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行なう場合にあっては、自ら行なうことができることを証明する書類）
- (2) 浄化槽法定検査依頼書の写し
- (3) 合併処理浄化槽設置工事工程写真
- (4) 工事費請求書又は領収書の写し
- (5) その他町長が必要と認める書類

様式第 6 号（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

様

岩美町長

補助金交付額確定通知書

年 月 日付で報告のあった合併処理浄化槽設置整備事業補助金については、下記のとおりその額を確定したので岩美町合併処理浄化槽設置整備補助金要綱第 9 条の規定により通知する。

記

金 円

様式第7号 (第10条関係)

補助金交付請求書

請求金額 金 円

ただし、 年 月 日付第 号で額の確定のあった合併
処理浄化槽設置整備事業補助金を上記のとおり請求します。

年 月 日

岩美町長 様

住所氏名